

# 石川県高齢者ジョギングクラブ会則

## 第1章 総 則

第1条 この会は、石川県高齢者ジョギングクラブという。

第2条 この会は、事務所を会長宅に置く。

## 第2章 目的および事業

第3条 この会は、会員の健康、体力の維持増進を図ることを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、健康、体力維持増進のため持久走、研修会、講習会の開催。
- 2、会員相互の親睦を図る活動の開催。
- 3、健康増進のための相談事業。
- 4、その他、目的を達成するために必要な事項。

## 第3章 組 織

第5条 この会に、次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	<u>2名</u>
総 務	1名
庶 務	<u>1名</u>
会 計	1名
会計監査	2名

第6条 役員の任期は、選任された日より2年とする。ただし、再任は妨げない。  
補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1、会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
- 3、総務は、本会の企画・運営事業にあたる。
- 4、会計監査は、会計を監査し、その結果を総会で報告する。
- 5、庶務は、本会の会務を処理する。

## 第4章 会員・会計

第8条 この会の会員は、次の通りとする。

この会の目的に賛同し、年額1,000円の会費を納めた者。

第9条 この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

ただし、年度初めには、総会を開催し、年間行事および会計報告を行う。

## 第5章 健康と安全

第10条 この会に入会し、各行事に参加する場合、次のことを遵守するものとする。

- 1、各種行事には、各自の体調を考慮し、参加するものとする。  
障害が発生しても本人の責任で処理するものとする。
- 2、持久走に参加する場合は、普段より節制に心がけるものとする。  
当日不調であると感じたとき、勇気をもって中止する。

付 則 1、この会則は、平成2年5月22日から施行する。

2、第5条役員、第6条役員の任期、並びに第7条役員の任務第3項の  
変更条項は平成13年5月28日から施行する。

3、第5条役員の変更(—ライン部分)は平成15年5月27日から施行する。